

通達甲（総．企．管）第5号

平成23年8月11日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警 務 部 長

警視総監の職務代行者に関する規程の運用について

このたび、警視総監の職務代行者に関する規程（平成23年8月11日訓令甲第10号。以下「規程」という。）が制定され、平成23年8月11日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

記

第1 制定の趣旨

警視総監としての職務を代行する者の適正な運用を図るため、新たに規程が制定されたものである。

第2 規程の解釈

- 1 「事故があるとき」とは、長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができない場合を、「欠けたとき」とは、死亡等の事由により職務を行うことができなくなった場合で後任者が任命されていないときをいい、事故があるとき又は欠けたときに該当するか否かは、客観的状況から個別に判断する。
- 2 警視総監に事故があるとき又は警視総監が欠けたときにおいて、規程第2条各号に掲げる者のいずれかに事故があるとき又は同条各号に掲げる者のいずれかが欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に警視総監としての職務を行う。
- 3 警視総監としての職務を代行する者が行う職務の範囲は、原則として、警視総監が警察法その他の法令、条例等の規定により警視総監として行うこととされる全ての職務に及ぶ。